

近畿中部防衛局達第28号

装備施設本部及び地方防衛局における中央調達の事務の統一的な処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第73号）を実施するため、近畿中部防衛局における中央調達の手務の統一的な処理に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

近畿中部防衛局長 増田 慎吾

近畿中部防衛局における中央調達の手務の統一的な処理に関する達

（目的）

第1条 この達は、装備施設本部及び地方防衛局における中央調達の手務の統一的な処理に関する訓令（以下「中央調達手務訓令」という。）の規定に基づき、実施に必要な細部事項を定めることを目的とする。

（補助者）

第2条 中央調達手務訓令第2条第1項第2号の近畿中部防衛局長（以下「局長」という。）が補助者として指名する職員は、次の各号について、各表のとおりである。

（1）補助者の最上位者

官 職	事 務 の 範 囲
近畿中部防衛局 調達部長	地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号）に定める所掌手務のうち、支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官（以下「担当官等」という。）が行う手務
舞鶴防衛事務所長	地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第54号）に定める所掌手務のうち、担当官等が行う手務
東海防衛支局長	地方防衛局組織規則に定める所掌手務のうち、担当官等が行う手務

岐阜防衛事務所長	地方防衛局の内部組織等に関する訓令に定める所掌事務のうち、担当官等が行う事務
----------	--

(2) その他の補助者

官 職	事 務 の 範 囲
近畿中部防衛局 調達部次長（装備品等に関する事務を担当する次長）、装備課長	地方防衛局組織規則に定める所掌事務のうち、担当官等が行う事務
東海防衛支局 次長（装備品等に関する事務を担当する次長）、装備課長	
近畿中部防衛局 首席検査官、システム調整官、装備管理官、主任原価監査官、主任検査官、原価監査官、検査官、保全専門官、情報セキュリティ監査官	地方防衛局の内部組織等に関する訓令に定める所掌事務のうち、担当官等が行う事務
舞鶴防衛事務所 主任検査官、原価監査官、検査官	
東海防衛支局 首席検査官、システム調整官、装備管理官、主任原価監査官、主任検査官、原価監査官、検査官、保全専門官、情報セキュ	

リテイ監査官	
岐阜防衛事務所	
次長、システム調整官、装備管理官、主任原価監査官、主任検査官、原価監査官、検査官、総務係長	

(官職指定以外の補助者)

第3条 補助者の最上位者は、官職指定された者以外の者について補助者とする必要を認めた場合は、その者の官職、氏名及び事務の範囲を、局長の承認を得て、装備施設本部長に通知するものとする。

2 また、その者を補助者とする必要が無くなった場合は、その者の官職及び氏名を、局長の承認を得て、装備施設本部長に通知するものとする。

3 前2項の通知は、別記第1号様式による。

(局長が委任した職員)

第4条 中央調達事務訓令第4条、第5条及び第6条に規定する局長が委任した職員(以下「調達部長等」という。)は、次のとおりである。

- (1) 調達部長
- (2) 舞鶴防衛事務所長
- (3) 東海防衛支局長
- (4) 岐阜防衛事務所長

(近畿中部防衛局管内における調達部長等間の依頼)

第5条 調達部長等は、中央調達事務訓令第3条第1項に掲げる事務の実施において、対象となる契約相手方等の事業所及び工場等が、他の調達部長等の管轄区域とされている場合には、必要な書類を添付の上、当該管轄区域を所掌する調達部長等に依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた調達部長等は、依頼された事項についての結果を取りまとめ、依頼元の調達部長等に通知するものとする。

(専決・代決)

第6条 調達部長等は、中央調達に係る事務の実施に関し、必要な場合

にはその事務を処理するため専決及び代決に係る要領を定めることができるものとする。

- 2 調達部長等は、前項の定めをした場合には、これを局長に報告しなければならない。

附則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

(別記)  
第1号様式

〇〇〇第〇〇〇号  
〇〇. 〇〇. 〇〇

装備施設本部長 殿  
(企画調整課長気付)

近畿中部防衛局長

支出負担行為担当官補助者 氏名・解除 通知

- 1 指名又は解除を受ける者の官職
- 2 指名又は解除を受ける者の氏名
- 3 指名又は解除となった年月日
- 4 指名を受ける者の事務の範囲